

○水防災に係る近年の動向及び取組機関の意見に基づく取組方針の改定(案)

○:現状、●:課題、赤:取組の進捗反映及び新たな課題 赤:追加箇所

項目	アンケート結果 (「令和元年東日本台風等」を踏まえた課題)		現状の取組状況と具体的な課題 内容	A 現在の取組項目に該当する課題		B 現在の取組項目に 該当しない課題	太田川減災対策協 議会の規約に該当 しない内容	備考
	機関名	内容		取組中の項目	a) 取組中の項目の中で新たに 検討する内容			
想定される浸 水リスクの周知	東区	●計画規模降雨における洪水浸水想定区域と併せて、想定最大規模降雨における洪水想定区域をウェブサイトで公表している。市町が作成している洪水想定区域図とも差があり、住民が混乱する恐れがある。	○太田川において、 想定最大規模降雨 、計画規模降雨における洪水浸水想定区域を太田川河川事務所のウェブサイト等で公表している。 ○堤防決壊時、越水時の洪水の破壊力に関する イメージ動画を作成・公開している。 ●洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして住民に認識されていない恐れがある。 ●ハザードマップの見方が、住民に十分理解されていない恐れがある。 ●住民1人1人の防災意識が低い恐れがある。	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図の作成・公表	洪水浸水想定区域図の総括版の更新(太田川水系全体の洪水浸水想定区域図の総括版(重ね合わせ図)を作成し、各機関のHPで公開する)	・行政機関の災害対応力向上のための地理空間情報の提供及び技術支援(国土地理院中国地方測量部) ・効果的な普及、災害支援のための地理空間情報ツール作成検討(国土地理院中国地方測量部)		
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングについて	太田川河川事務所	●平成31年3月に太田川水防災タイムライン(多機関連携型)を策定し運用を開始したが、今後、毎年、見直しを行っていくことになっている。	○河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ○決壊、越水等重大災害発生時の恐れがある場合には、太田川河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。 ○ダムからの放流時には、関係自治体等へ放流量など事前に通知している。 ○平成31年3月に太田川水防災タイムライン(多機関連携型)を策定し、運用を開始している。 ○気象情報発信時の「危険度色分け」や「警報級の現象」等を改善し、周知している。 ○住民向けの防災ポータルサイトを構築し、公開している。 ●洪水予報等の防災情報の意味やその情報により、関係機関、住民のとるべき行動が十分認知されていないことに懸念がある。	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの策定	-	・太田川水防災タイムラインの見直し		
	気象庁	●「気象情報発信時の「危険度色分け」や「警報級の可能性」等の改善」は気象台(気象庁)が実施している防災気象情報の改善の取り組みのひとつであるため、令和3年度からの取り組みの際には、個々の取組状況については年度ごとの取りまとめの際に報告することとし、この項目を「防災気象情報の改善」として掲載いただきたい。実施状況は気象台(気象庁)として切れ間なく取り組んでいることから、「順次実施中」とさせていただきたい。		・気象情報発信時の「危険度色分け」や「警報級の現象」等の改善	-	・防災気象情報の改善(既存の取組項目である、「気象情報発信時の「危険度色分け」や「警報級の現象」等の改善」は当初の取組としては完了しているため、新たな項目として追加する。)		
避難勧告等の発令基準		なし	○洪水、高潮、土砂災害による発令は、地域防災計画等の定めに基づき対応している。 ○洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計及び河川監視用カメラ等の整備を行い、太田川河川事務所のウェブサイト等で公開している。 ●避難勧告等の基準を定めているが、住民の具体的な避難行動に繋がっていない恐れがある。					
避難場所、避難経路	東区	●ハザードマップ(浸水想定区域図)ごとに記載する浸水想定が異なり、住民が混乱する恐れがある。想定によっては、避難場所の再検討が必要となる。	○浸水深・浸水想定区域に基づき避難場所、危険な箇所をハザードマップで周知している。 ●ハザードマップ等が避難行動に活用されていない恐れがある。 ●大規模な災害が予想される場合、指定避難所が活用できない恐れがある。 ●感染症流行時には、現在の指定避難場所のみでは対応できない恐れがある。	・各市町が管理する避難所の収容人数等を共有し、隣接市町村との連絡体制の構築	ソーシャルディスタンスを保った場合の収容人数の把握	・指定緊急避難場所及び浸水時緊急退避施設の確保 ・行政機関の災害対応力向上のための地理空間情報の提供及び技術支援(国土地理院中国地方測量部) ・効果的な普及、災害支援のための地理空間情報ツール作成検討(国土地理院中国地方測量部)		
	西区	・避難所におけるソーシャルディスタンスを保つために、可能な限り多くの指定緊急避難場所及び浸水時緊急退避施設を確保する。 ・河川氾濫を想定した避難訓練の実施		・リアリティのある水防訓練の実施	河川氾濫を想定した避難訓練の実施			
	広島国道事務所	●コロナ禍における避難場所の確保(密にならないような工夫)。						
住民等への情報伝達の体制や方法	西区	太田川河川事務所が河川内で放送する内容のホームページ等への掲載	○「防災行政無線での放送」、「サイレンの吹鳴による周知」「緊急速報メール、防災メールでの情報発信」、「市町ホームページ」、「SNSを用いた情報発信」、「アラートを用いたデータ放送」等への掲出が主として利用されている。 ○住民向けの防災ポータルサイトを構築し、公開している。 ●複数の情報伝達方法があるが、迅速な発信で全ての住民へ周知できているか懸念される。 ●住民に切迫感が伝わっていない恐れがある。	・「川の防災情報」や地上デジタル放送の活用促進のための周知 ・出前講座等を活用した防災教育の推進 ・住民の避難行動を支援するきめこまやかな防災情報の提供 ・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信 ・住民向けの防災ポータルサイトの構築	情報周知の方法や内容等の再検討し、各項目を継続実施	・行政機関の災害対応力向上のための地理空間情報の提供及び技術支援(国土地理院中国地方測量部)		
	府中町	●複数の情報伝達手段を整備しているが、住民への周知が行き渡らず、登録・利用に繋がっていない恐れがある。						

○水防災に係る近年の動向及び取組機関の意見に基づく取組方針の改定(案)

○:現状、●:課題、赤:取組の進捗反映及び新たな課題 赤:追加箇所

項目	アンケート結果 (「令和元年東日本台風等」を踏まえた課題)		現状の取組状況と具体的な課題 内容	A 現在の取組項目に該当する課題		B 現在の取組項目に 該当しない課題	太田川減災対策協 議会の規約に該当 しない内容	備考	
	機関名	内容		取組中の項目	a) 取組中の項目の中で新たに 検討する内容				b) 新たな取組項目
避難誘導体制	西区 広島国道事 務所	・町内会、民生委員、福祉専門職を含めた地 域支援者による高齢者等への避難支援体制 の拡充 ・氾濫を想定した避難行動要支援者の避難支 援訓練の実施 ●コロナ禍における密にならない避難誘導体 制の確保	○関連行政機関(各区、消防、警察等)と地域が連携し、状況 に応じて避難誘導を実施している。 ●現在の避難計画において、高齢者の多い集落では、自主 的避難が難しい。 ●避難行動要支援者の避難誘導体制が確保されていない恐れ がある。	・出前講座等を活用した防災教 育の推進	出前講座により避難支援体制 確保計画作成や訓練の実施	-			
河川水位等に 係る情報提供	西区	河川水位上昇の要因となる堆積土砂情報の 共有	○水防団(消防団)への情報提供は、消防署へ団長が詰め、 そこから無線より情報提供・指示が出される。 ●水位情報等の情報が多岐に亘るため、伝えるべき情報の 輻輳により水防団(消防団)との連携が図れない恐れがあ る。				太田川河川事務所 が個別に対応		
	安佐北区	●消防団との情報共有を無線だけでなく、SN S(例:避難所へGo、ひろしま防災チャットボ ット、防災速報など)を活用して、災害現場や危 険性の高い場所の状況を写真と併せて幅広く 共有し、早期対応を行う。		・「川の防災情報」や地上デジ タル放送の活用促進のための周 知 ・水防管理者等への連絡体制の 再確認と伝達訓練の実施	-	SNSを活用した防災情報の共有			
河川の巡視に ついて	安佐北区	●災害時の人員不足を補うために、SNSを活用 して地域住民が情報提供でき、行政がその 情報を収集できるシステムの構築	○水防管理者において重要水防箇所や過去災害があった箇 所などを巡視箇所として選定し、土砂災害に係る巡視と合わ せてルートを設定し、巡視を実施している。 ○洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位 計及び河川監視用カメラ等の整備を実施し、河川の巡視等に 活用している。 ●巡視の際の堤防の異常の具体的な確認方法についてさら に検証・検討する必要がある。 ●災害時に、人員が不足した場合は、巡視・確認及び水防活 動が不十分になる恐れがある。	・洪水に対しリスクの高い箇所を 監視する危機管理型水位計の 整備 ・洪水に対しリスクの高い箇所を 監視する河川監視用カメラ等の 整備 ・河川のリアルタイム映像の提 供設備の検討 ・水防管理者等への連絡体制の 再確認と伝達訓練の実施	-	SNSを活用した防災情報の共有			
水防資機材の 整備状況		なし	○土のう袋、ブルーシート等を水防倉庫、消防署等で用意 している。 ●所有する資機材を用いた水防活動において周辺状況の認 識ができていないこと等から運搬経路的にも難しく、周辺地 域からの支援等の検討が必要である。 ●水防資機材の活用や知識・技術を向上するため、行政担 当者、消防署の職員、消防団及び地域住民の連携強化が必 要である。						
市庁舎等の水 害時における 対応		なし	○市の本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機 関、学校、コミュニティセンター等の防災基幹施設の安全化を 図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備 を進めている。 ●防災拠点等の代替施設の具体的な運用が確立されていな い。						
排水施設、排 水資機材の操 作・運用	太田川河川 事務所	関係機関とともに、過年度作成された排水作 業計画の知見共有・それに基づいた排水訓練 の実施	○浸水が発生した場合は、雨水ポンプ場からの排水や雨水 貯留管等で一時的に貯留しポンプ排水を行っている。 ●大規模氾濫時の排水ポンプ車等の配備や運用ルールが 確立されていない。	・排水施設の共有、排水手 法の検討を踏まえた排水計画 の作成 ・排水計画に基づく排水訓練の 実施	・関係機関とともに、過年度作成 された排水作業計画の知見共 有・それに基づいた排水訓練の 実施	-			
洪水氾濫を未 然に防ぐ対策		なし	○河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する 区間の整備を行っている。 ●整備計画と同規模の洪水で被害が発生する区間がある。						
洪水調節施設 等の洪水時の 操作・運用	太田川河川 事務所	取組方針の「④温井ダムの効果的・効率的な 運用」を「④洪水調節施設の効果的・効率的な 運用」に変更した上で、太田川水系治水協定 に基づき、ダム管理者との連携して、太田川水 系の既存ダムの統一した運用を図る	○治水協定を締結し、ダムの機能・能力を徹底的に利用する ための事前放流及び特別防災操作(適応操作)を運用中。 ・事前放流(H19年度から運用開始):巨大台風の接近等、計 画規模以上の洪水の発生を予測した場合に、利水者の理解 を得て、利水容量に貯留した水の一部を事前に放流し、洪水 調節容量の一部として一時的に活用する操作。 ・「特別防災操作(適応操作)(H25年度から運用開始):ダム下 流の被害軽減を目的として、ダム下流河川の水位状況に応じ て、今後の降雨予測量、ダムの残貯水容量等を勘案しながら ダムの残貯水量を可能な限り有効活用し、放流量を規程(操 作規則・細則)よりも減じる操作。 ●事前放流並びに特別防災操作(適応操作)を的確に実施す ると共に、より効果を発現させるためには、更なる流入量予 測等の精度向上が必要である。	・事前放流及び特別防災操作 (適応操作)を的確に実施し、下 流河川の被害を軽減するため、 流入量予測の精度向上等により 更なる効果的な運用を実施	-	・治水協定に基づいたダム管理 者との連携及び統一した運用		取組方針の「④温井 ダムの効果的・効率 的な運用」を「④洪 水調節施設の効果 的・効率的な運用」 に変更 (上記に伴い、既存 の温井ダムのみの 現状は削除)	